

経営状況分析申請に関する Q&A

Q1、御社に、経営状況分析の申請をしたいのですが、どうすればよろしいでしょうか？

A1、弊社に、経営状況分析のご申請をいただく前に、会員登録をお願いしております。弊社ホームページから会員登録が可能ですので、ご利用下さい。また、ご連絡いただければ、FAXでの会員登録も可能ですので、会員登録用紙に必要な事項をご記入の上、ご返信下さい。会員登録完了後、登録完了通知書及び申請用封筒等一式をお送りさせていただきます。なお、会員登録は、無料です。

Q2、会員登録時と、住所・電話番号・FAX 番号が変りました。変更手続はどうすればよろしいでしょうか？

A2、お手元にある会員登録完了通知書に、変更内容をご記入の上、弊社宛に FAX をお送り下さい。また、会員登録完了通知書が無い場合には、変更内容が確認できる書面をお送り下さい。会員登録情報を変更し、再度ご確認のため会員登録完了通知書を発行させていただきます。

Q3、振込用紙・申請用封筒がないのですが、どうすればよろしいでしょうか？

A3、お電話・FAX 又はメールにてご連絡をお願いします。その際、数量をご指定下さい。なお、送料等の諸費用は、弊社が負担いたします。

Q4、分析手数料を、レギュラー（12,000 円）で振込しましたが、エクスプレス（30,000 円）へ変更する場合、どうすればよろしいでしょうか？

A4、差額分の 18,000 円を、再度お手元の郵便振替払込受付証明書にてお振込いただき、「経営状況分析申請に関する補足書類」に、先にお振込いただきました郵便振替払込受付証明書とともに、貼付して、ご郵送ください。

Q5、減価償却実施額が0円のため添付資料がありません。どうすればよろしいでしょうか？

A5、メモ等にて項目名及び金額が無い期について、「0円のため添付資料が無い」旨をご記入下さい。

Q6、弊社に初回の申請時、3期の財務諸表を提出とありますが、過去2期の経営状況分析結果通知書があるので、その分の財務諸表は提出しなくてもよろしいでしょうか？

A6、弊社に初回申請の場合、他の分析機関の経営状況分析結果通知書がある場合においても、過去2期分の財務諸表は必要となりますので、必ずご提出下さい。また、経営状況分析結果通知書も、減価償却実施額等の確認書類になりますのでご提出下さい。

Q7、法人成りの場合、財務諸表・添付資料はどのように提出すればよろしいでしょうか？

A7、法人成りがいつ行われたかにより、ご提出いただく書類が異なりますので、次のいずれに該当するかご確認をお願いします。また、事業年度が12ヶ月に満たない場合には、換算報告書が必要になります。換算報告書は、弊社ホームページよりダウンロードをお願いいたします。(法人用の財務諸表への組み換えは、法人成りに係る事業年度分のみ必要です。その他の個人事業年度分の財務諸表は個人用のままご提出いただければ結構です)

法人成りした日が審査基準日の場合

審査対象事業年度及び前審査対象事業年度の財務諸表が必要になります。また、審査対象事業年度の財務諸表は、法人用の財務諸表に組み換えをお願いいたします。

法人成りした日が前審査対象事業年度の場合

通常どおり3期分の財務諸表が必要になります。また、法人成りに係る事業年度の財務諸表は、法人用に組み換えをお願いいたします。

法人成りした日が前々審査対象事業年度の場合

3期分の財務諸表のほか、その前の期の財務諸表が必要になります。また、法人成りに係る事業年度の財務諸表は、法人用に組み換えをお願いいたします。

(注)12ヶ月に満たない事業年度は、いずれの場合にも換算報告書が必要になります。

Q8、経営状況分析結果通知書が届きましたが、一部金額等に間違いがありました。どうすればよろしいでしょうか？

A8、まずは、ご連絡下さい。財務諸表修正の場合は、該当期の修正後財務諸表一式をお送りいただきまして、その内容で再度、分析処理をさせていただきます。なお、修正後の内容確認のため、確認資料をいただく場合がございますので、あらかじめご了承下さい。また、経営状況分析申請書の修正がある場合は、修正後の経営状況分析申請書もお送りください。

Q9、経営状況分析結果通知書が届きましたが、修正箇所があり再度申請をする場合、分析手数料はかかるのでしょうか？

A9、弊社が、経営状況分析結果通知書を発送した日から起算して、1ヶ月以内の場合には、分析手数料はいただいておりません。但し、1ヶ月を過ぎてしまいますと、通常のレギュラーコースと同額の12,000円になりますので、ご注意下さい。

Q10、郵便局で、(株)経営状況分析センターの申請用封筒を使い、分析申請書類を送ろうとしたが、「特定記録で受取人払いというものは扱っておりません」と言われてしまいました。どうすればよろしいでしょうか？

A10、すぐ弊社まで、ご連絡下さい。弊社管轄の郵便局へ連絡し、取り扱える様、手配させていただきます。

Q11、急いでいるので、直接、分析申請書類をお持ちしたいのですが、郵送しか受付けていただけないのでしょうか？

A11、直接お持ちいただいても受付しております。なお、ご来社の際には、事前にご連絡いただけます様、お願いいたします。弊社の所在地等ご不明な点がございましたら、弊社までお気軽にご連絡下さい。(TEL：03-5753-1588 FAX：03-5753-1587)

Q 12、分析手数料を振込みましたが、分析申請書類はまだ送付していません。申請が取りやめになり、振込みした分析手数料を返金していただきたいのですが、可能でしょうか？

A 12、分析申請書類が受付されていませんので、ご返金は可能です。その際は、まずご連絡下さい。その後の処理といたしましては、お振込いただいた郵便振替払込受付証明書と返金先を明記し、ご送付下さい。お振込確認後、ご返金させていただきます。(月末締め、翌月上旬にご返金させていただきます)

Q 13、分析申請書類は、もう送付しましたが、お客様よりキャンセルしたい旨の連絡がありました。どうすればよろしいでしょうか？また、分析手数料はどうなりますでしょうか？

A 13、キャンセルされる場合には、まずご連絡下さい。なお、分析処理中または分析処理完了後の場合には、経営状況分析結果通知書を発行していなくても、分析手数料のご返金できませんので、あらかじめご了承下さい。また、受付中(書類の確認中)の場合には、分析手数料はご返金させていただきます。(月末締め、翌月上旬にご返金させていただきます)

Q 14、別表 16(8)「一括償却資産の損金算入に関する明細書」で、損金算入された償却額は、当期減価償却実施額に含めることができますか？

A 14、含めることができます。なお、別表 16(8)には合計額がありませんので、各年度ごとの損金算入額の集計が必要になります。

Q 15、別表 16(6)「繰延資産の償却額の計算に関する明細書」で損金算入された繰延資産の償却額は当期減価償却実施額に含めることができますか？

A 15、無形固定資産に計上されている税務上の繰延資産で、減価償却費として処理しているものは含まれます。なお、会社法(旧商法)上の繰延資産の償却額は含まれません。また、金融機関等に対する借入保証料の未経過分を別表 16(6)で処理している場合がありますが、税務上の繰延資産ではないため、これも含まれません。

Q16、別表 16(7)「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書」に記載された償却額は当期減価償却実施額に含めることができますか？

A16、少額減価償却資産のうち、減価償却費として処理しているものは、含まれます。(少額減価償却資産とは、取得価額が10万円未満の減価償却資産や、租税特別措置法の規定により中小企業等が平成15年4月1日から平成22年3月31日までに取得した取得価額が30万円未満の資産をいいます) なお、消耗品費や雑費として処理しているものは、含めることができません。

Q17、御社の以前の申請書作成ソフト(経営状況分析センター申請書作成システム 4.2.8 以前のもの。以下「旧ソフト」という)を使用していますが、今後も使用できますか？

A17、原則として使用できません(Q19参照)。平成22年4月1日以降のご申請については、平成22年4月施行様式で財務諸表を作成しなければならないため、新しい申請書作成ソフト(経営状況分析申請書作成システム【建設業】Light。以下「新ソフト」という)に移行をお願いします。

Q18、旧ソフトにより作成したデータは、新ソフトに移行できますか？

A18、旧ソフトにより作成したデータは、新ソフトとの仕様の違い(財務諸表の入力単位を千円単位から円単位に変更したこと等)により、移行できませんので、過去のデータにつきましては、旧ソフトにより、確認・保存をお願いします。

Q19、平成22年4月施行様式の財務諸表は、いつから使用できますか？

A19、平成22年4月1日から受付いたします。なお、注記表につきましては、平成21年3月31日以前に開始した事業年度は、従前の様式を使用することができます。